

「黒い雨」訴訟・広島高裁判決についての声明

1 本日、広島高等裁判所第3部（西井和徒裁判長）は、「黒い雨」訴訟に関し、広島市長、広島県知事及び厚生労働大臣による控訴を棄却し、原告ら84名全員について被爆者健康手帳の交付等を命じた広島地裁判決を維持した。

のみならず、本判決は、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の意義は、「原爆の放射能により健康被害が生ずる可能性がある事情の下に置かれていた者」と解するのが相当であり、ここでいう「可能性がある」という趣旨をより明確にして換言すれば、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」と解され、これに該当すると認められるためには、その者が特定の放射線の曝露態様の下にあったこと、そして当該曝露態様が「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」を立証することで足りると解されると判示した。

さらに、「広島原爆の投下後の黒い雨に遭った」という曝露態様は、黒い雨に放射性降下物が含まれていた可能性があったことから、黒い雨に直接打たれた者は無論のこと、たとえ黒い雨に打たれていなくても、空気中に滞留する放射性微粒子を吸引したり、地上に到達した放射性微粒子が混入した飲料水・井戸水を飲んだり、地上に到達した放射性微粒子が付着した野菜を摂取したりして、放射性微粒子を体内に取り込むことで、内部被曝による健康被害を受ける可能性があるものであったから、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」が認められるとし、広島地裁判決で示された「黒い雨」による被爆類型に関する法解釈を更に強化する判決を言い渡した。

2 「黒い雨」訴訟は、広島における「黒い雨」に曝露した者の「被爆者」該当性を問う初めての訴訟である。本判決は、広島地裁判決に続き、「黒い雨」曝露者を正面から被爆者援護法1条3号に該当する「被爆者」として認定すると同時に、「黒い雨」降雨域のうちいわゆる「大雨地域」のみを第一種健康診断特例区域に指定し、「大雨地域」外の「黒い雨」被爆者を被爆者援護施策の対象外としてきたこれまでの被爆者援護行政の根本的な見直しを迫る画期的な高裁判決として、大いに評価できるものである。

3 広島市長、広島県知事及び厚生労働大臣は、原告ら「黒い雨」被爆者を3号被爆者と認定した司法判断が、広島高裁でも維持・強化されたことを真摯に受け止め、併せて、被爆76年をむかえ更に高齢化が進む原告ら「黒い雨」被爆者の苦難に満ちた人生と、援護対象区域の拡大を切望しつつ無念のうちに亡くなった多くの「黒い雨」被爆者に思いを馳せるべきである。加えて、原子爆弾が、被爆76年をむかえる現在においてもなお、被爆者の身体と心と暮らしを蝕み続ける非人道的な兵器であるという事実を直視すべきである。

広島市長、広島県知事及び厚生労働大臣は、「黒い雨」による被爆類型に関するこれまでの被爆者援護行政の根本的な見直しを迫る本判決の内容を拳々服膺し、上告することなく、原告ら全員に対し被爆者健康手帳を速やかに交付すると同時に、「黒い雨」被爆者に対するこれまでの被爆者援護行政のあり方を根本的に見直し、全ての「黒い雨」被爆者を被爆者援護法1条3号に該当する「被爆者」として救済するよう求める。

2021年7月14日
「黒い雨」訴訟原告団・弁護団
原爆「黒い雨」訴訟を支援する会